

令和8年度京都府立学校における学習用端末調達等業務 募集要領

1 業務の目的・趣旨

京都府教育委員会（以下「府教委」という。）は、府立高等学校及び府立特別支援学校高等部（以下「府立学校」という。）において、生徒1人1台学習用端末を活用し、全ての子どもたちの可能性を引き出す学び（個別最適な学び、協働的な学び）を推進するため、生徒（保護者等）の費用負担によって全校で生徒用学習用端末を導入している。

このことから、府教委において全ての府立学校で必要とする端末等の台数を確保するとともに、学習用に適した端末としての統一的な設定による府立学校の管理業務の軽減及びスケールメリットによる購入価格の低減を図ることにより、各府立学校において円滑な活用端末の購入あっせんを実現することを目的とする。

ついては、これらの実現にあたり、企画提案型のプロポーザル方式により、本業務に対する意欲、資質、技術能力等が優れた者を募集する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度京都府立学校における学習用端末調達等業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 予定数量

別紙「府立学校入学予定者数等一覧」のとおり

※数量は予定であり、実際の購入台数は増減することがある。これにより、購入台数が減った場合であっても、その差分を府教委が補償して購入するものではない。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) Appleの一次代理店であるApple Value Added Reseller (VAR) 又はApple Authorised Education Specialist(AAES)として認定されている企業であること。
- (8) 生徒（保護者）負担によるiPadの教育機関への導入実績を有すること。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 第3号館4階
京都府教育庁指導部 教育D X推進課 企画係
電話 075-414-5815 FAX 075-414-5847
メールアドレス kyoikudxsuishin@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：公募開始日から令和7年12月4日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府教育委員会教育D X推進課ホームページ(<https://www.kyoto-be.ne.jp/ictkyoiku/cms/>) からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和7年12月4日（木）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出部数：正本1部、副本9部

エ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

5 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日から令和7年11月26日（水）午後5時必着

(2) 質疑方法：持参のほか郵便、FAX又は電子メールにより4(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「令和8年度京都府立学校における学習用端末調達等業務に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和7年12月1日（月）午後5時までに回答する。

6 応募書類

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 企画提案書（様式2）及び提案内容の詳細がわかる資料
- ウ 価格提案書（任意様式）
- エ 類似事業の実績一覧（様式3）
- オ 京都府税の滞納がないことの証明
- カ 消費税及び地方消費税の納税証明

※オ及びカについては、発行日から3箇月以内のもの。コピー可。

※京都府競争入札参加資格名簿登載事業者である場合は、オ、カとも不要。

- キ 取引使用印鑑届（様式4）
- ク 共同企業体で参加の場合

- (ア) 共同企業体届出書
- (イ) 共同企業体協定書
- (ウ) 委任状

※いずれも任意様式

- ケ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付すること。

- (ア) 法人登記簿謄本（1部）※発行日から3箇月以内のもの。コピー可。
- (イ) 法人定款

(2) 企画提案書及び価格提案書の作成方法

仕様書の趣旨を踏まえ、必要事項が記載されていること。特に次の点に留意すること。

ア 参考価格

- (ア) 生徒（保護者）へ販売する際の想定価格として、タブレット端末、キーボード付きケース、ケース、タブレット用ペン、MDMライセンス費用（特別支援学校）、設定作業の費用（特別支援学校）及び保証それぞれの内訳を記載した参考価格を提示すること。価格は消費税及び地方消費税金額を含むものとする。※設計費用に係る金額を除く。
- (イ) 価格の上限は設定しないが、全府立学校における大規模な調達であることから、一般的に個人で購入する場合に比べて相当程度安価となるよう、スケールメリットを活かした提案とすること。

イ 機器の仕様

付属品（キーボード付きケース、ケース、タブレット用ペン）については過去の導入実績から機能性、耐久性などを踏まえ、生徒にとって学習に使用しやすいものであることを検証した上での提案であること。タブレット用ペンについては、上限額は設定しないが、費用負担を考慮しつつ、上記を踏まえた上で調達可能なものを提案すること（複数提案も可）。

ウ MDM・設定作業（特別支援学校高等部導入分のみ）

iPadの性質を十分に理解し、生徒及び管理を行う教員にとって使いやすいものとするのはもちろん、MDMによる誤作動等で教育活動への支障がないよう過去の導入実績から十分に検証を行なったものであること、さらに、不測

の事態に対する府教委との連携についてもしっかり行い、解決に向けた提案ができる体制を構築すること。

また、本業務で調達する端末以外の生徒が所有する端末（持込み端末）に対して、本業務で調達する端末と同様のMDMの導入、設定を実施するための仕組みについて提案すること。

エ 保証

保証については、上限額は設定しないが、費用負担を考慮しつつ、修理・交換の流れが簡潔明瞭でわかりやすく、かつ過去の導入実績を踏まえて、生徒が学習のために学校及び自宅で使用することを想定した適当な保証内容とすること（複数提案も可。ただし、生徒（保護者）の意向に沿って任意で加入できる保証制度を含むこと。）。

オ 実施体制

本業務に係る業務実施体制をわかりやすく提示すること。また、各府立学校に対し、可能な限り早期に端末が納品されるような実施体制を提案すること。

カ その他

本事業の目的を達成するために有効と思われる手法やアピールポイントがあれば、追加提案すること。当該提案内容については、総体として評価の対象とする。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書等の書類一式は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、選考委員会の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、調達予定者として選

定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の調達予定者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を調達予定者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は調達予定者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 評価に係る選考委員会等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において教育DX推進課ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 調達予定者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 覚書の取り交わし等

(1) 本件は、生徒（保護者）負担による購入になるため、府教委が当事者として契約せず、覚書の取り交わしを行う。

(2) 調達予定者と府教委との間で、提案内容を踏まえ、より学習用端末として適したものとなるよう、必要に応じ仕様書の加筆等、再度調整を行い、協議が調った場合に覚書の取り交わしを行う。

(3) 調達予定者が、特別な事情等により覚書の取り交わしを実施しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。

なお、この場合、次順位者を調達予定者とする。

10 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。

- (4) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。